

児童虐待事案における情報共有に関する 児童相談所と警察との新たな協定の締結について

平成31年3月27日
千葉県健康福祉部児童家庭課
電話043-223-2325

児童虐待事案等に関して児童相談所と警察とで適切な連携を図り、児童虐待の早期発見と被害の拡大防止に努めるため、平成29年5月30日付で協定を締結しているところですが、共有に関する基準を明確にし、より適切な連携が図られることを目指して、本日、新たな協定を締結しました。

1 概要

児童相談所と警察は従前から各種連携を図ってきており、情報共有については、県と県警本部の間で、平成29年5月30日付けで「児童虐待事案等に関する情報共有に関する協定書」を締結し、運用しています。

この度、平成30年7月に示された「児童虐待防止対策に関する緊急総合対策」の一環として発出された厚生労働省通知「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」の内容を踏まえて、情報共有の対象となるケースの基準を明確にした協定を新たに締結しました。

2 共有に関する基準を明確にしたケース

(1) 国通知に沿った基準

- ・一定の虐待種別・内容及び緊急度に該当するケース
- ・虐待通告受理後、48時間以内に安全確認ができないケース
- ・一時保護解除及び児童福祉施設・里親等から家庭復帰するケース など

(2) 県独自の基準

- ・他の児童相談所から、又は他の児童相談所へ取り扱いが移る（移管）ケース

3 施行日

平成31年3月31日をもって現行の協定を解約し、4月1日より本協定を施行します。

4 期待される効果

- ・児童の安全確認が困難なケースについて、警察と児童相談所が連携して対応を図ることにより、速やかで確実な安全確認が実施できます。
- ・警察の保有する情報と組み合わせることで、より精度の高いリスク判断が可能となります。
- ・刑事事件化が適するケース等について、警察がより早期から判断できます。